

令和7年4月30日

令和7年度

高知県立高知東工業高等学校

不祥事防止委員会

不祥事根絶のための校内ルールについて

私たち本校の教職員は、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。

しかし、高知県下で教職員による不祥事が続き、本県の教育並びに教育公務員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾です。このことについては、教職員が自分自身の問題として受け止め、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めなければなりません。

そのために、校内ルールを文章化し、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めることを確認します。

以下のルールは、大切な生徒、学校、そして先生方自身を守るための最低限のルールです。

○ハラスメントの防止

- ・ハラスメントに対する正しい知識を身につけるとともに、相手の立場に立ち、自ら考え意識して行動する。
- ・普段からお互いがコミュニケーションを大切にし、気軽に相談できる風通しの良い職場となるよう取り組む。
- ・相手の言動に違和感を抱いたら、同僚や管理職に報告や相談をする。

○児童生徒性暴力等の防止

- ・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・生徒への指導及び相談等の対応には、複数名で対応し、原則として生徒と1対1の状況はつくらない。
- ・生徒と電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。やむを得ず、SNS等でやり取りをする場合は、複数の目が入るようにする。

○体罰の防止

- ・体罰を指導と捉えるのではなく、人権問題として考える。
- ・人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為はしない。

○飲酒運転の根絶

- ・酒席会場には、原則として自家用車や自転車では参加しない。また、互いに帰宅方法を確認する。
- ・生徒引率中に飲酒はしない。

○個人情報の紛失・漏洩等の防止

- ・郵便物等を送る際は、宛名や送付文書の宛先、文書の内容を複数で確認する。
- ・個人情報の入った文書等は鍵のかかる保管場所で管理する。

○公金等の不正処理の防止

- ・現金の取扱いについては、原則として預かり日に金融機関等に預けるまたは払い込む。
- ・複数の教職員で金銭管理を行い、互いにチェックできる体制をとる。

○その他

- ・地方公務員として常に意識して行動し、服務規律を遵守する。